

平成30年度 第56回永年勤続優良従業員表彰基準

■表彰の基準

①全国商工会連合会長表彰

町内中小企業の事業所に引き続き30年以上(昭和63年4月1日以前から)勤務し、勤務成績が極めて優秀であり他の模範となる者。また、地域産業発展に特に貢献があった者であること。(既に②の表彰を受けている者)

②町長表彰

町内事業所に引き続き20年以上(平成10年4月1日以前から)勤務し、その成績が優秀であって他の模範となり地域産業に貢献した者であること。(既に③の表彰を受けている者)

③県商工会連合会長表彰

町内事業所に引き続き15年以上(平成15年4月1日以前から)勤務し、その成績が優秀であって、他の模範とするに足る者であること。(既に④の表彰を受けている者)

④商工会長表彰

町内事業所に引き続き10年以上(平成20年4月1日以前から)勤務し、その成績が優秀なものであること。

例) H20. 4. 1~H30. 3. 31勤務〔10年〕商工会長表彰該当

■その他

- (1) 家族従業員の場合は対象になりません。
- (2) 同一基準の表彰は1人1回までとします。
- (3) 前年度表彰を受けた方は、今年度の表彰対象から除かれます。
- (4) 初めて申請する方は、勤続が15年以上であっても④商工会長表彰の対象にしかありません。
- (5) 勤続年数の計算は、平成30年3月31日現在を基準とし、端数は切り捨ててください。
- (6) 申請書記入にあたり、表彰事由欄については、できるだけ詳細かつ具体的に記入願います。表彰事由が薄弱な場合は、選考委員会において否決される場合もあります。
- (7) 表彰基準①全国商工会連合会長表彰を申請する場合には、別紙の商工会地区優良従業員表彰調書も併せて記入して下さい。
- (8) 表彰申請数は、原則として1事業所5名以内とします。(全表彰者数が25名に満たない場合はこの限りではありません。)
- (9) 選考委員会において承認された該当者について、1名あたり3,000円を記念品代として事業主に負担していただきます。(承認後、集金にお

■申請書提出期限

平成30年4月13日(金) ※厳守
伺い致します。)